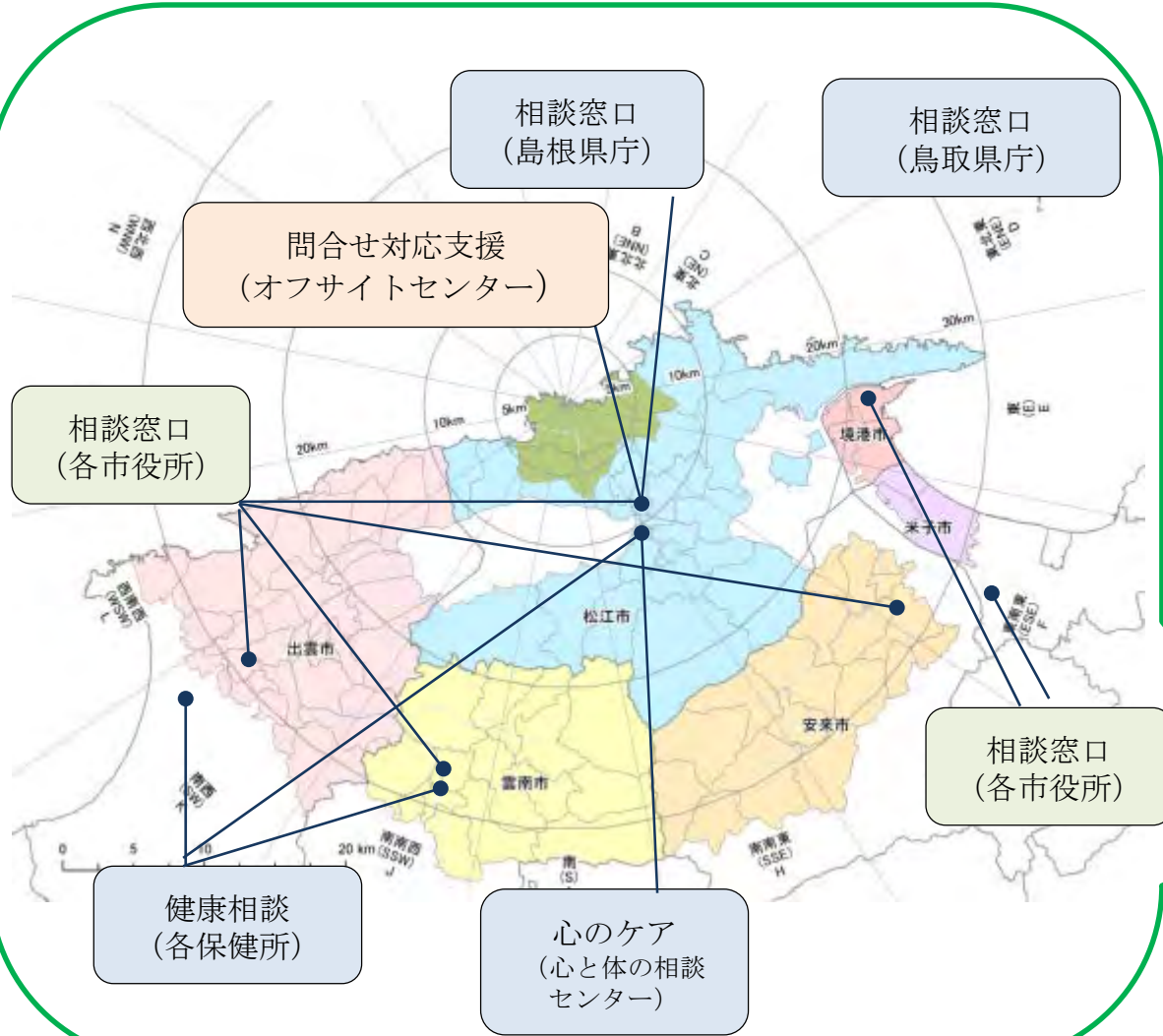


住民相談窓口の設置

- 原子力規制庁は、一般からの問合せに対するコールセンターを設置
- 県及び関係市は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口等を設置
- 県では専用の臨時電話を開設して職員を配置し、Q&Aを準備して対応
- オフサイトセンターでは、県及び関係市の問合せ対応を支援

相談窓口の種類

- ① 総合相談
- ② 住宅全般
- ③ 放射線
- ④ 生活資金
- ⑤ 農林水産業
- ⑥ 経営・労働
- ⑦ 学校教育
- ⑧ 健康や育児
- ⑨ 被災者への損害賠償請求（中国電力株）



6. 区域別・対象者別の防護措置 と広域避難等

<対応のポイント>

学校においては、帰宅に支障がある場合を除いて児童・生徒を帰宅させ、家庭において保護者とともに避難に備えることを原則とする（PAZ、UPZ共通）。

PAZ内においては、全面緊急事態に至った時点で即時避難。ただし、避難よりも屋内退避が優先される場合には屋内退避を実施する。

UPZ内においては、 0.1L2 ($20\mu\text{Sv/h}$) を超える区域を1日以内を目途に特定し、1週間程度内に一時移転を実施する。

事態の進展と区域別・対象者別防護措置

地区	対象者	対象者数 (人)	警戒事態 EAL 1	施設敷地緊急事態 EAL 2	全面緊急事態 EAL 3	早期防護措置 OIL 2	
P A Z 概ね 5 km 内	一般住民			避難準備 安定ヨウ素剤服用準備	避難 安定ヨウ素剤服用※2	—	
	避難行動 要支援者	児童生徒	1,923 (再掲)	保護者へ引き渡し	(学校に残っている場合は緊急退避所へ移動)	(災害対策本部の指示に従い避難)	—
		即時避難困難者		屋内退避準備	屋内退避※1	(屋内退避済)	—
		入院患者	施設敷地 緊急事態 要避難者	避難準備	避難	(避難済)	—
		施設入所者		避難準備	避難	(避難済)	—
		在宅者		避難準備	避難	(避難済)	—
		安定ヨウ素剤服用不適切者 3歳未満の乳幼児及び保護者		避難準備	避難	(避難済)	—
U P Z 概ね 5 km ～ 30km 内	一般住民			屋内退避準備	屋内退避	一時移転 (安定ヨウ素剤服用) ※2	
	避難行動 要支援者	児童生徒		保護者へ引き渡し	(学校に残っている場合は引続き帰宅を進める)	(災害対策本部の指示に従い屋内退避)	(保護者と共に一時移転)
		即時避難困難者			屋内退避準備	屋内退避	一時移転 (安定ヨウ素剤服用) ※2
		入院患者			屋内退避準備	屋内退避	一時移転 (安定ヨウ素剤服用) ※2
		施設入所者			屋内退避準備	屋内退避	一時移転 (安定ヨウ素剤服用) ※2
		在宅者			屋内退避準備	屋内退避	一時移転 (安定ヨウ素剤服用) ※2
U P Z 外	全住民	—			事態の進展に応じ 屋内退避	一時移転 (安定ヨウ素剤服用) ※2	

放射性物質放出

(用語の補足説明) 即時避難困難者：避難又は一時移転することにより健康リスクが高まる入院患者や施設入所者等

緊急退避所：バス等によるピストン輸送が可能で保護者への引き渡しが行いやすい大規模施設（松江市総合体育館等）

※1 即時避難困難者は放射線防護施設において避難に必要な準備が整うまで屋内退避、適切な搬送体制の確保を待って避難

※2 安定ヨウ素剤の服用については、原子力規制委員会が判断し、原子力災害対策本部又は県・市が指示を出す

要検討

避難及び一時移転の実施にあたっては、原子力災害対策指針に基づき防護措置を講じることとしているが、島根地域全体としての避難（一時移転）の考え方については、次のとおりである。

- 原子力災害対策重点区域全体として円滑な避難（一時移転）を行うため、原則として段階的避難を実施するものとする。
- 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）に基づきPAZ避難の後、EAL又は運用上の介入レベル（OIL）に基づき、UPZの避難（一時移転）を行う。
- UPZの避難については、PAZ避難が完了した後に実施する。
- UPZ避難においても、島根原子力発電所からの距離に応じて、近い区域から段階的に避難することにより、円滑な避難を確保するとともに住民の被ばくリスクの低減を図る。
- 避難（一時移転）指示にあたっては、避難指示を住民に伝達できるとともに、避難状況の把握できる単位として各市が設定した範囲に対して、避難（一時移転）指示を行う。
- なお、弓ヶ浜半島については、半島という地形的特性を考慮し、全域に避難（一時移転）指示が発出された場合、区域を4分割し、段階的避難を行う。

地区別避難先等

- ▶ 地域コミュニティを維持することが避難対応や避難所生活に重要であるとの観点から、公民館・支所・コミュニティセンター単位で避難先を設定
- ▶ 早い段階で避難が必要となるP A Zの避難先は、島根県内の避難先を割り当て
- ▶ 鳥取県のUP Zは、避難先の鳥取県東部・中部へは、3つの避難経路に分かれて避難

市名、地区数、人口等			避難先			
			島根県	岡山県	広島県	鳥取県
P A Z	松江市	4地区 10,456人	2市町 10,456人	—	—	—
UP Z	松江市	28地区 194,523人	11市町 78,165人	13市町 65,167人	5市町 51,191人	—
	出雲市	31地区 121,702人	1市 33,977人	—	12市町 87,725人	—
	安来市	15地区 35,373人	—	14市町村 35,373人	—	—
	雲南市	15地区 32,390人	—	—	5市町 32,390人	—
	境港市	4地区 35,314人	—	—	—	3市町 35,314人
	米子市	4地区 37,937人	—	—	—	7市町 37,937人



※必ずしも区域を厳密に示したものではない。

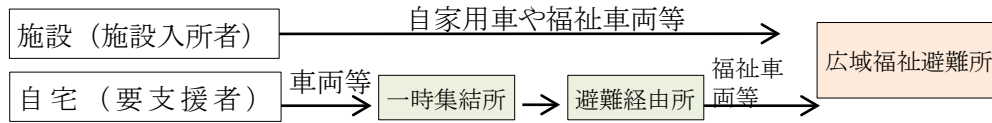
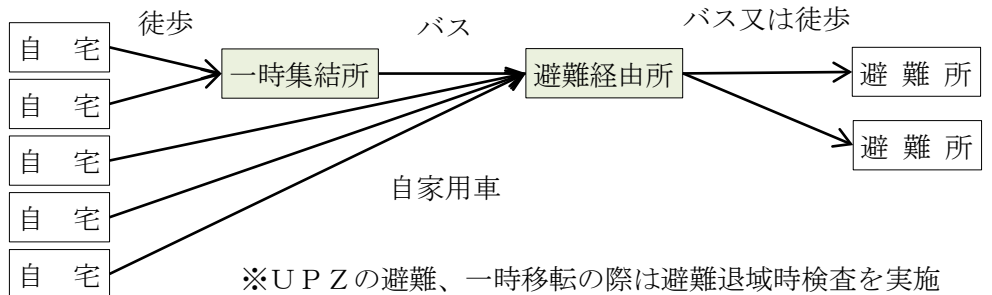
- 島根県内からの避難経路については、島根県警察本部が策定する交通規制・避難誘導計画で定める幹線道路を中心とする経路の中から複数の経路を選定
- 鳥取県では道路管理者や警察と連携し、道路状況の確認及び避難経路の確保を行う。道路被災状況等に応じた予備経路も設定



全地域の避難ルート図(作成中)

一時集結所や避難経路所、広域福祉避難所

- 避難に当たっては、多くの住民が自家用車により避難することを想定
- 自家用車避難が困難な住民は、徒歩等で「一時集結所」へ集合し、バス等による集団避難を実施
- 島根県では避難実施の円滑化を図るため、避難先市町村内に避難住民が一旦立ち寄る「避難経路所」を予め選定
- 介護等を要する方は、一般の避難所より比較的生活環境が整った「広域福祉避難所」へ避難



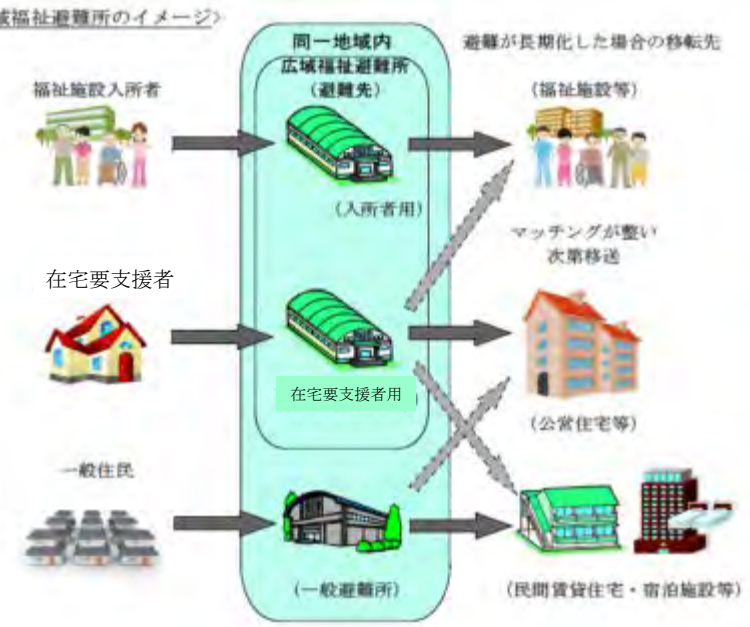
＜一時集結所の選定基準（例示）＞

- ① 通信手段が確保できること
- ② 緊急時に開設が可能であること
- ③ バス等大型車両が付近まで進入可能であること 等

＜避難経路所を開設するメリット＞

- ① 避難経路所において避難者の避難振り分けを実施するため段階的に避難所が開設でき、受入市町村の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。
- ② 大きな駐車スペースを持つ避難経路所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、避難先市町村内の渋滞緩和が図れる。
- ③ 土地勘がない避難住民にとって目的地がわかりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ④ 避難経路所は、避難住民への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。等

＜広域福祉避難所のイメージ＞



＜広域福祉避難所の設備等（例示）＞

- ① 地域の一般住民の避難先と基本的に同じ敷地内に予め定める施設
- ② 冷暖房設備
- ③ 多目的トイレ（障がい者用トイレ）
- ④ 会議室、研修室等ある程度仕切られた部屋
- ⑤ エレベーター、バリアフリー構造、調理設備があれば望ましい 等

避難を円滑に行うための対策① (パンフレット)

- 市内全域がP A Z、U P Zに含まれる松江市では、地区ごとに避難計画を周知するパンフレットを作成し、全戸に配布
- パンフレットには、避難経路所や避難所ほかの避難ルート等の避難時に必要な情報がもれなく詳しく記載

パンフレットの主な内容

原子力災害発生時の
鹿島 保存版
地区の避難計画

自家用車避難の際は、この表が見えるようにダッシュボードに置いて下さい。

鹿島地区の方は「大田市」へ避難してください。

避難先一覧

避難先一覧	避難先一覧
<ul style="list-style-type: none"> ① 鹿島中学校 ② 鹿島小学校 ③ 鹿島南小学校 ④ 鹿島北小学校 ⑤ 鹿島東小学校 ⑥ 鹿島西小学校 ⑦ 鹿島南小学校 ⑧ 鹿島北小学校 ⑨ 鹿島東小学校 ⑩ 鹿島西小学校 ⑪ 鹿島南小学校 ⑫ 鹿島北小学校 ⑬ 鹿島東小学校 ⑭ 鹿島西小学校 	<ul style="list-style-type: none"> ① 鹿島中学校 ② 鹿島小学校 ③ 鹿島南小学校 ④ 鹿島北小学校 ⑤ 鹿島東小学校 ⑥ 鹿島西小学校 ⑦ 鹿島南小学校 ⑧ 鹿島北小学校 ⑨ 鹿島東小学校 ⑩ 鹿島西小学校 ⑪ 鹿島南小学校 ⑫ 鹿島北小学校 ⑬ 鹿島東小学校 ⑭ 鹿島西小学校

避難に関する各図面の見方

- I 地区周辺の避難道** 避難される場合は、一時避難先に行き、そこから避難先まで移動して下さい。
- II 広域避難ルート** 避難先自治体近辺の避難道に利用して下さい。
- III 避難先自治体近辺情報** 避難先自治体近辺の避難道に利用して下さい。
- IV 避難経路所周辺案内図** 避難経路所周辺の避難道に利用して下さい。

自家用車避難時の注意

避難先自治体近辺の避難道に利用して下さい。

I 地区周辺「マイカー避難ルート」・「バス避難一時集結所」

II 広域避難ルート 【地区から目的の自治体近くまで】

IV 避難経路所周辺案内図 【避難経路所が近くになったとき】

自家用車のダッシュボードに置くことで、避難車両を識別

地区周辺の「マイカー避難ルート」・「バス避難一時集結所」、「広域避難ルート」、「避難先自治体近辺情報図」、「避難経路所周辺案内図」等が記載

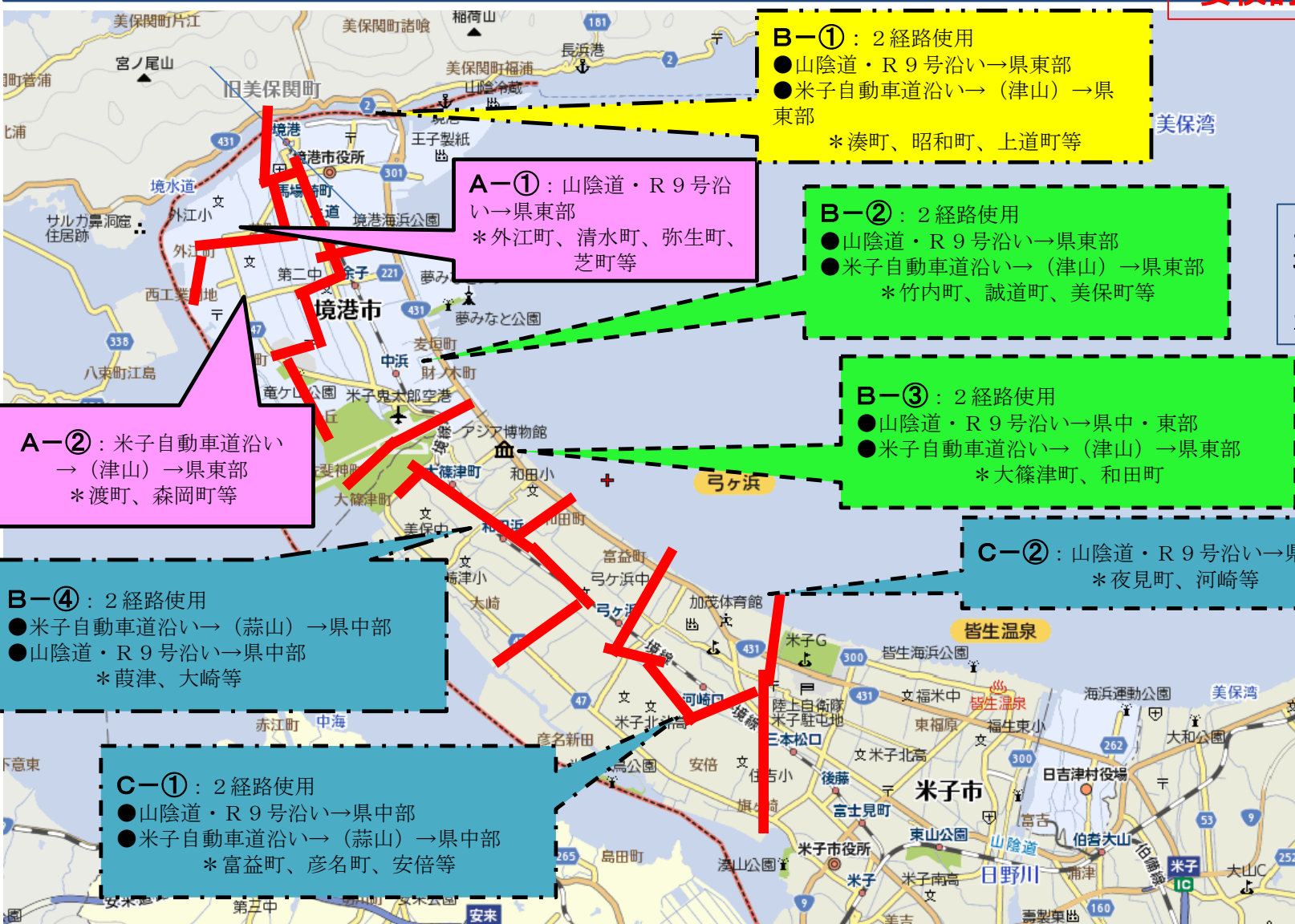
避難を円滑に行うための対策②（渋滞緩和）

▶ 鳥取県では、避難区域を4分割し、5時間間隔で段階的に避難することで避難渋滞を回避し、移動時間を短縮することで被ばくリスクの低減を図る

要検討

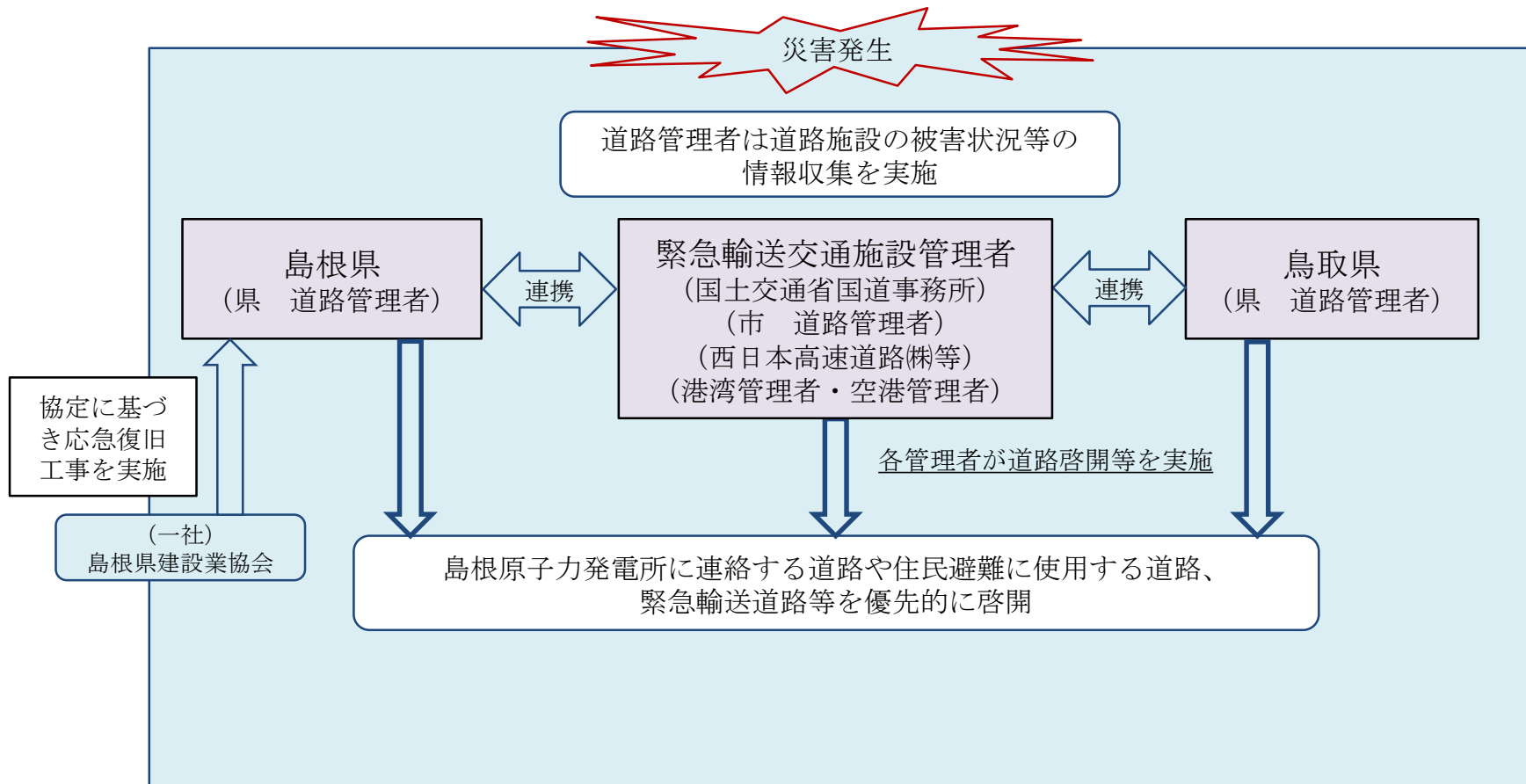
(注)
各グループ内の区分は基準、細部は、米子市・境港市が決定

より原発に近い地域(松江市)が避難した後、弓ヶ浜半島が避難



避難を円滑に行うための対策③（道路復旧、交通規制）

- 避難開始前の段階において、避難計画等で避難経路と定められている道路等が自然災害等により使用できない場合は、島根県、鳥取県は迂回路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施
- 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画の優先順位に基づき道路啓開を行い、緊急輸送道路の確保を行う。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中国地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。
- 両県及び両県警察本部は、道路管理者等と連携し、あらかじめ定めた計画に基づき交通規制・避難誘導を実施、その際県境をまたぐ規制と誘導の円滑化に努める



7. PAZ内の防護措置等

<対応のポイント>

PAZ内の学校・保育所の児童生徒は、警戒事態の段階で、保護者の元へ帰宅させる。

PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者は、施設敷地緊急事態の段階で、避難を実施する。

PAZ内の一般住民は、全面緊急事態の段階で、避難を実施するとともに、原子力災害対策本部又は県、市の指示に基づき、安定ヨウ素剤を服用する。

病院や介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である場合は、屋内退避を優先する。

P A Z 内児童生徒の保護者への引き渡し・避難 ①

- P A Z 内の児童生徒は、学校等から直接避難するのではなく、早い段階で、安全を確認した上で保護者へ引き渡し
- P A Z 内には、保育所が 3 所、幼稚園が 3 園、小学校が 4 校、中学校が 1 校、その他学校 2 校の教育施設があり、計1,923人の児童・生徒が在籍

市名	学校名	所在地	児童生徒数
松江市	恵曇保育所	鹿島町	52
	御津保育所	鹿島町	68
	マリン保育所	島根町	66
	保育所	3	186
	佐太幼稚園	鹿島町	17
	恵曇幼稚園	鹿島町	9
	講武幼稚園	鹿島町	24
	生馬幼稚園	生馬町	12
	幼稚園	4	62
	佐太小学校	鹿島町	98
	恵曇小学校	鹿島町	84
	鹿島東小学校	鹿島町	78
	生馬小学校	生馬町	112
	小学校	4	372
	鹿島中学校	鹿島町	155
	中学校	1	155
	松江工業専門学校	生馬町	1,072
	松江ろう学校	古志町	27
	その他学校	2	1,099
合計	14	1,874	



- P A Z 内の児童生徒は、警戒事態の段階で安全を確認した上で保護者へ引き渡し
- 施設敷地緊急事態の段階で学校に児童・生徒が残っている場合は、避難に備え学校で待機させ、災害対策本部から指示があれば、P A Z 外の緊急退避所へ移動
- 全面緊急事態の段階で児童・生徒が残っている場合は、災害対策本部からの指示に従い避難

児童・生徒の各段階における動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
<p style="text-align: center;">学 校</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">• 保護者の迎えを要請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">保護者の元へ帰宅</p>	<p style="text-align: center;">(学校に児童・生徒が残っている場合)</p> <p style="text-align: center;">学 校</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>〈避難措置実施前〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各学校において、児童等の安全確保・把握 • 保護者へ連絡 • バスが来るまで屋内退避 • バスは、県が確保し、市と協力して手配 <p>〈避難開始〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 災害対策本部からの指示により緊急退避所へ移動 • 乳幼児がいる保育所から優先的に避難 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">緊急退避所 松江市総合体育館 (予備: くにびきメッセ)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>〈緊急退避所到着〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 順次保護者へ引渡し • 保護者は避難準備の上迎えに行く 	<p style="text-align: center;">(保護者が迎えに来ない場合)</p> <p style="text-align: center;">緊急退避所 松江市総合体育館 (予備: くにびきメッセ)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保護者が迎えに来ない場合、教師が引率してバスで避難 • バスは、県が確保し、市と協力して手配 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">避難所</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(移動が完了しないうちに全面緊急事態となった場合)</p> <p style="text-align: center;">学 校</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> • 災害対策本部の指示に従い、教師が引率してバスで避難 • バスは、県が確保し、市と協力して手配 • 保護者へ連絡 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">避難所</p>

P A Z内即時避難困難者（入院患者、施設入所者）の屋内退避、一時移転 ①

- 即時避難困難者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した施設へ屋内退避しながら、適切な搬送体制の確保を待って避難
- P A Z内には、病院が1ヶ所、入所社会福祉施設が14ヶ所あり、計557人が入院あるいは入所しているが、そのうち、病院1ヶ所、入所社会福祉施設7か所の合計8か所に入院、入所している259人が即時避難困難者であり、その施設すべてに放射線防護設備を整備済
- このほか、P A Z内の入所あるいは在宅の即時避難困難者は 人

P A Z内医療施設等の状況

市名	施設名	所在地	定員	放射線対策
松江市	鹿島病院	鹿島町	180	○
	病院	1	180	1
	特別養護老人ホームあさひ乃苑	古志町	29	○
	特別養護老人ホームゆうなぎ苑	島根町	50	○
	特別養護老人ホームあとむ苑	鹿島町	50	○
	障害者支援施設はばたき	島根町	40	○
	障害者支援施設・福祉型障害児入所施設松江学園	島根町	20	○
	障害者支援施設四ツ葉園	古志町	60	○
	養護老人ホーム慈光苑	島根町	60	
	認知症共同生活介護あとむ苑	鹿島町	9	
	共同生活援助 しおかぜ	島根町	10	
	共同生活援助 第3たんぼぼの家	古志町	6	
	共同生活援助 たんぼぼの家	古志町	6	
	共同生活援助 第2だんぼぼの家	古志町	7	
	共同生活援助 若葉寮	古志町	20	
	ファミリーホーム みしょう	島根町	6	
	入所社会福祉施設	14	373	6
	在宅即時避難困難者	-		
	合計	7		7

P A Z内放射線防護対策整備済施設


P A Z 内即時避難困難者（入院患者、施設入所者）の屋内退避、一時移転 ②

- P A Z 内の即時避難困難者は、警戒事態の段階で屋内退避の準備を開始
- 施設敷地緊急事態の段階で、屋内退避を実施

避難困難者（入院患者、施設入所者）の各段階における動き

警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
放射線防護対策施設	放射線防護対策施設	放射線防護対策施設	放射性物質放出
<屋内退避の準備> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った区域へ即時避難困難者を移動 	<屋内退避の実施> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った区域でそのまま退避 	<屋内退避の継続> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った区域でそのまま退避を継続 放射線防護装置を起動 	
	<屋内退避時の生活物資等の確保> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った施設には、屋内退避をした者が7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備 <屋内退避時の放射線防護資機材の確保> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った施設の職員等が、活動できるよう放射線防護資機材を当該施設に備蓄 		放射線防護対策施設 <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ島根県が関係機関及び隣接県と合意した調整方法に基づき、入院患者の病態に応じた避難先病院を確保 避難に伴うリスクを軽減するために、避難先となる病院や広域福祉避難所での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施 福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段の他は、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら各施設に手配
			↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 100px;">病院（避難先）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 100px;">広域福祉避難所</div>

- 在宅の即時避難困難者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した施設へ屋内退避しながら、適切な搬送体制の確保を待って避難

避難行動要支援者実態調査の結果を踏まえて検討

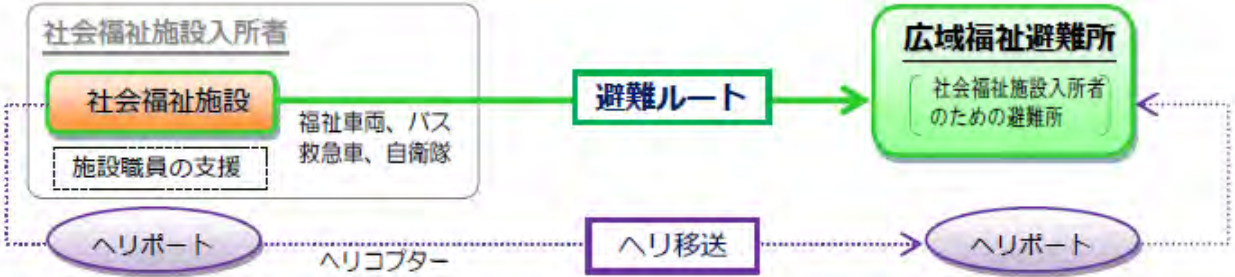
- 施設敷地緊急事態要避難者のうち入院患者177人は、警戒事態の段階で避難の準備を行い、施設敷地緊急事態の段階で避難
- 入院患者の避難先となる病院は、あらかじめ島根県が関係機関及び隣接県と合意した調整方法に基づき、入院患者の病態に応じた避難先病院を確保
- 福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各病院が自ら確保できる避難手段の他は島根県が確保

施設敷地緊急事態要避難者（入院患者）の各段階における動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
<div data-bbox="77 625 247 692" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">病院</div> <p data-bbox="77 763 247 792"><避難の準備></p>	<div data-bbox="338 564 1584 913"> <p data-bbox="618 878 1294 906">※避難先となる病院は避難先自治体外で設定する場合がある。</p> </div> <p data-bbox="309 963 454 992"><避難方法></p> <ul data-bbox="328 1006 1613 1235" style="list-style-type: none"> 各病院で定められた避難計画に基づき、島根県が示すルートに従い避難 入院患者の避難先については、必要となる病院の機能や病床の種別など様々であり、入院患者の状況も異なることから、スムーズに避難先が確保できるよう、あらかじめ島根県が関係機関及び隣接県と合意した調整方法に基づき、入院患者の病態に応じた避難先病院（島根原子力発電所から30km圏外に設置する病院）を確保 なお、避難に伴うリスクを軽減するために、避難先となる病院での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施 <p data-bbox="309 1249 454 1278"><避難手段></p> <ul data-bbox="328 1292 1613 1349" style="list-style-type: none"> 福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各病院が自ら確保できる避難手段の他は、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら各病院に手配 	<p data-bbox="1709 649 1825 678">(避難済)</p>

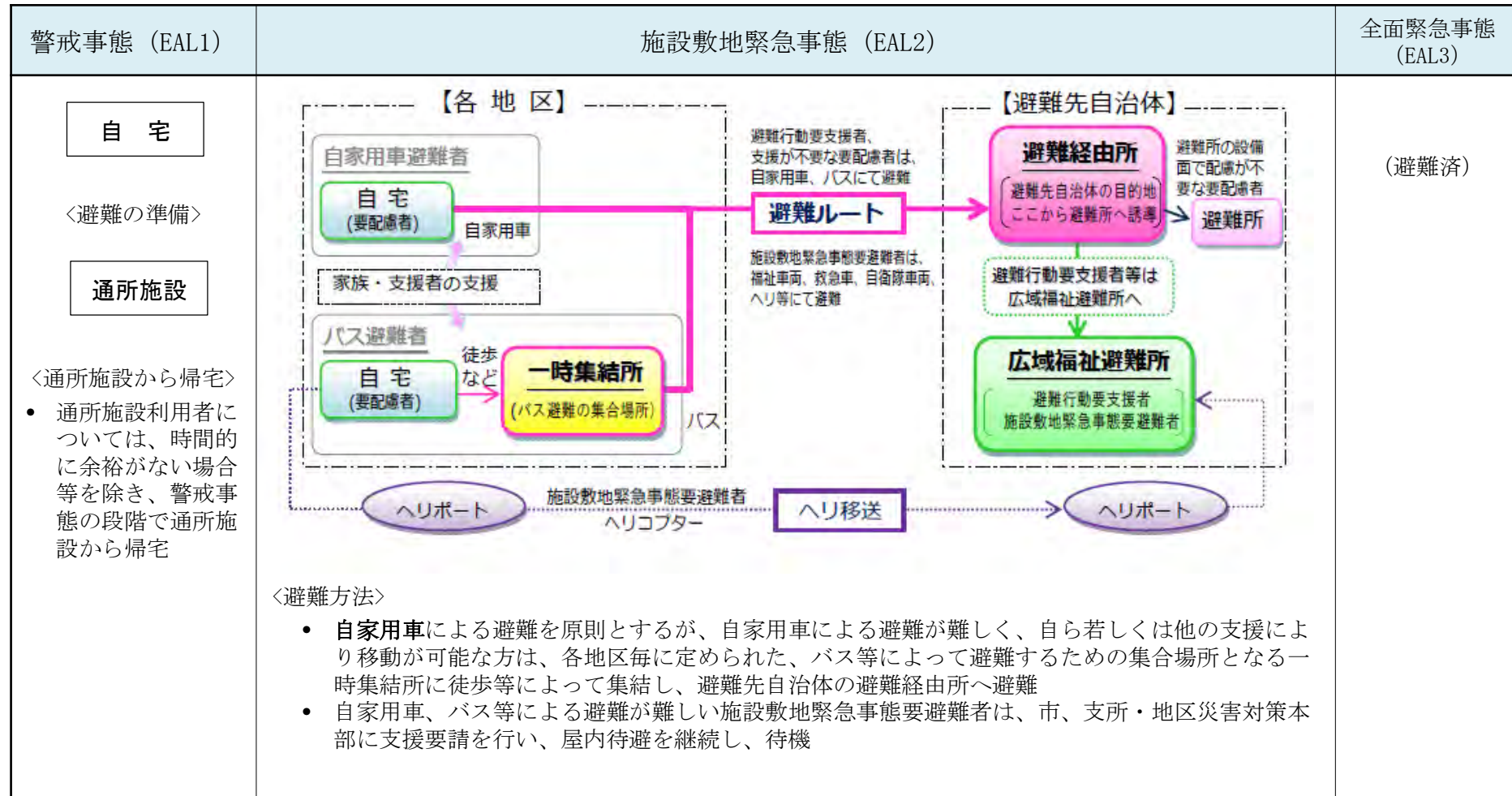
- 施設敷地緊急事態要避難者のうち施設入所者373人は、警戒事態の段階で避難の準備を行い、施設敷地緊急事態の段階で避難
- 施設入所者は、一般の避難所より生活環境が整った広域福祉避難所へ直接避難
- 福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段の他は島根県が確保

施設敷地緊急事態要避難者（施設入所者）の各段階における動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
<p>社会福祉施設</p> <p>〈避難の準備〉</p>	 <p>※社会福祉施設の広域福祉避難所は避難先自治体外で設定する場合がある。</p> <p>〈避難方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 各社会福祉施設にて定められた避難計画に基づき、広域福祉避難所へ直接避難 なお、避難に伴うリスクを軽減するために、広域福祉避難所での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施 <p>〈避難手段〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段の他は、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら各施設に手配 	<p>(避難済)</p>

- ▶ 在宅の施設敷地緊急事態要避難者 人は、警戒事態の段階で避難の準備を行い、施設敷地緊急事態の段階で避難
- ▶ 在宅の施設敷地緊急事態要避難者は、一般の避難所より生活環境が整った広域福祉避難所へ直接避難
- ▶ 福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段の他は島根県が確保

在宅の施設敷地緊急事態要避難者の各段階における動き



PAZ内安定ヨウ素剤服用不適切者の避難

- 安定ヨウ素剤の服用により重篤な副作用が生じるために安定ヨウ素剤を服用できない者（安定ヨウ素剤服用不適切者） 人や3歳未満の乳幼児 人及び保護者は、安定ヨウ素剤を服用せず施設敷地緊急事態の段階で避難
- 自家用車による避難を原則とするが、難しい場合は、一時集結所に集結し、バスにより避難

施設敷地緊急事態要避難者（安定ヨウ素剤服用不適切者等）の各段階における動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
<p>自宅</p> <p>〈避難準備〉</p>	<p>〈避難方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家用車による避難を原則とするが、自家用車による避難が難しく、自ら若しくは他の支援により移動が可能な方は、各地区毎に定められた、バス等によって避難するための集合場所となる一時集結所に徒歩等によって集結し、避難先自治体の避難経由所へ避難 	<p>(避難済)</p>